

産業廃棄物処理行政に関する調査結果

2022年6月9日

公益社団法人リース事業協会

1. 調査の概要

当協会では、リース終了物件の適切な処分並びにリユース及びリサイクルを促進するため、都道府県及び政令市における（本年4月1日現在 47都道府県及び82政令市。以下、「都道府県等」とする。）産業廃棄物処理行政の実態を調査した。

2. 調査結果

■回答自治体数 47都道府県中 47都道府県、82政令市中 81政令市（前年比▲1）

（1）域外発生産業廃棄物の搬入規制の有無

	自治体数	構成比 (n=128)	前年度比
規制している	64	50.0%	0
都道府県	33	25.8%	0
政令市	31	24.2%	0
政令市の規制はないが、都道府県において規制している	12	9.4%	▲1
都道府県	0	0.0%	0
政令市	12	9.4%	▲1
規制していない	48	37.5%	▲1
都道府県	12	9.4%	0
政令市	36	28.1%	▲1
その他	4	3.1%	+1
都道府県	2	1.6%	0
政令市	2	1.6%	+1

規制内容	自治体数
搬入禁止	3
事前協議	40
事前届出	10
その他	11

・「搬入禁止」と回答した自治体について、「事前協議」により承認を受け、産業廃棄物の搬入が認められる場合がある。

（2）排出事業者に対する処理業者の現地確認義務を定める条例の制定状況

	自治体数	構成比 (n=128)	前年度比
制定している	30	23.4%	▲2
都道府県	15	11.7%	▲1
政令市	15	11.7%	▲1
政令市として制定していないが、都道府県の条例等により現地確認を求めている	9	7.0%	0
都道府県	0	0.0%	0
政令市	9	7.0%	0
制定していない	89	69.5%	+1
都道府県	32	25.0%	+1
政令市	57	44.5%	0

罰則の有無	自治体数
罰則あり	0
罰則なし	30

(3) 行政処分を受けた処理業者のホームページ公表

	自治体数	構成比 (n=128)	前年度比
公表している	109	85.2%	▲1
都道府県	44	34.4%	▲1
政令市	65	50.8%	0
公表していない	2	1.6%	▲1
都道府県	2	1.6%	0
政令市	0	0.0%	▲1
その他	17	13.3%	+1
都道府県	1	0.8%	+1
政令市	16	12.5%	0

公表内容	自治体数
許可取消し	108
事業停止命令	105
改善命令	79
措置命令	86

・「その他」の内容は、処分例がない等となっている。

(4) 太陽光発電パネルの処分に関する規制等

	自治体数	構成比 (n=128)	前年度比
規制等がある	3	2.3%	▲1
都道府県	1	0.8%	▲1
政令市	2	1.6%	0
今後規制する予定	0	0.0%	0
都道府県	0	0.0%	0
政令市	0	0.0%	0
規制等はない	125	97.7%	0
都道府県	46	35.9%	+1
政令市	79	61.7%	▲1

(5) 紙マニフェスト交付等状況報告書の受付

	自治体数	構成比 (n=128)	前年度比
自治体独自の様式のみ受付	16	12.5%	-
都道府県	6	4.7%	-
政令市	10	7.8%	-
他の自治体の様式でも受け付ける	44	34.4%	-
都道府県	13	10.2%	-
政令市	31	24.2%	-
その他	68	53.1%	-
都道府県	28	21.9%	-
政令市	40	31.3%	-

押印有無	自治体数
押印要	0
押印不要	128

提出方法	自治体数
郵便	127
FAX	55
E-mail	66
電子申請	71

以上

産業廃棄物処理行政に関する調査結果(2022年度)

【質問内容】	
問1 域外産業廃棄物の搬入について <input type="radio"/> 規制している (SQあり) <input type="checkbox"/> 政令市の規制はないが、都道府県において規制している <input type="checkbox"/> 規制していない <input type="checkbox"/> その他	(SQ) 搬入規制の内容について a. 搬入を禁止している b. 事前協議が必要となる c. 事前届出が必要となる d. その他
問2 実地確認について <input type="radio"/> 制定している (SQあり) <input type="checkbox"/> 政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている <input type="checkbox"/> 制定していない <input type="checkbox"/> 制定を検討している	(SQ) 罰則の有無について a. 罰則がある b. 罰則はない

※1 網掛けした自治体は、2022年度調査に無回答のため2021年度調査の回答を掲載している。

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入		問2.実地確認	
	<input type="radio"/> 規制している (SQあり) <input type="checkbox"/> 政令市の規制はないが、都道府県において規制している <input type="checkbox"/> 規制していない <input type="checkbox"/> その他		<input type="radio"/> 制定している (SQあり) <input type="checkbox"/> 政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている <input type="checkbox"/> 制定していない <input type="checkbox"/> 制定を検討している	
		(SQ) a: 搬入禁止 b: 事前協議 c: 事前届出 d: その他		(SQ) a: 罰則がある b: 罰則はない
		規制内容の概要・備考など		実地確認の概要・検討内容など
北海道	<input type="radio"/>	b 再生利用目的である等、条例規則第2条第6項を満たす場合に限り、道内搬入を認めている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条～第30条参照 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/junkanjourei.htm	<input type="radio"/>	b 道内の排出事業者が1年以上にわたり継続して産業廃棄物の処分を処分業者に委託するときは、毎年1回以上定期的に、規則で定めるところにより、当該委託に係る処分の実施状況、施設状況、保管状況等について確認し、その結果を記録の上、記録を5年間保存することを義務付けている。なお、優良業者に委託する場合は実地確認を免除している。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条参照
旭川市	<input type="radio"/>	d 当市を含む北海道全域において、北海道が定める規定により北海道との事前協議が必要。 『旭川市廃棄物の処理に係る指導要綱』第27条 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条	<input type="radio"/>	b 当市域外の排出事業者が当市域内の処理業者の処分を委託する際は、北海道が定める規定により処分の状況の確認等が義務付けられているが、当市域内の排出事業者については、確認等の義務付けが適用除外となっている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条、第39条
札幌市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
函館市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		当市を含む北海道全域において北海道が定める規定により北海道との事前協議が必要。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条の規定		・当市域外の排出事業者が当市域内の処理業者に処分を委託する際は、処分の状況の確認等を行うことが義務付けられている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第32条の規定 ・尚、当市の排出事業者については、上記確認の義務付けが適用除外となっている。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第39条第2項の規定
青森県	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事前協議を行っている。 『青森県域外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』に基づく		
青森市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		青森県にて青森市を含めた区域で県外産業廃棄物搬入の事前協議を行っている。		
八戸市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【質問内容】

問3 行政処分を受けた処理業者の公表の有無について

- ホームページで公表している。(SQあり) _____ (SQ) 公表内容等について
 ×ホームページで公表していない。
 その他

- a. 許可取消し
 b. 事業停止命令
 c. 改善命令
 d. 措置命令

問4 太陽光発電パネルの処分に関する規制等について

- 規制等がある (SQあり)
 △今後規制する予定 (SQあり)
 ×規制等はない

問5 紙マニフェスト交付等状況報告書について

- 自治体独自の様式のみ受付 _____ (SQ1) 代表者印・社印の押印の有無について _____ (SQ2) 提出方法について
 △他の自治体の様式でも受付ける
 その他

- a. 押印要
 b. 押印不要

- a. 郵便
 b. FAX
 c. E-mail
 d. 電子申請

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無						問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等		問5.紙マニフェスト交付等状況報告書							
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 <input type="checkbox"/> その他						○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない		○:自治体独自の様式のみ受付 △:他の自治体の様式でも受付ける <input type="checkbox"/> :その他							
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令						(SQ)		(SQ1) a:押印要 b:押印不要 (SQ2) a:郵便 b:FAX c:E-mail d:電子申請							
	a	b	c	d	補足説明		規制等の概要	時期 (規制予定)	補足説明		a	b	c	d		
北海道	○	○	○	○	○		×			<input type="checkbox"/>	廃棄物処理法施行規則で定められた様式を受付している。	b	○			○
旭川市	○	○	○	○	○		×				△	b	○	○	○	
札幌市	○	○	○	○	○		×				△	b	○	○	○	
函館市	○	○	○	○	○		×			<input type="checkbox"/>	廃掃法施行規則第八条の二十七に基づく様式第三号の提出により受付している。	b	○	○	○	
青森県	○	○	○	○	○		×			<input type="checkbox"/>	廃棄物処理法施行規則様式第三号による。	b	○	○		
青森市	○	○	○				×				△	b	○	○	○	
八戸市	○	○	○	○	○		×			<input type="checkbox"/>	廃棄物処理法に規定された様式で受付ける。	b	○	○	○	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
岩手県	○	c		○	b	年1回以上、実地又は実地調査者からの聴取等により確認すること。
盛岡市	△			○	b	・適正処理能力確認(年1回以上) ・実地確認(年1回以上) 『盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例』第21条の6
宮城県	○	d	最終処分場に限り、最終処分業者が事前協議を行う。	○	b	契約前及び契約後に年1回、優良認定業者の場合は免除。
仙台市	○	c	『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第10条	○	b	実地確認は必要に応じて行うよう規定 『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第8条第2項
秋田県	○	b	『秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	×		
秋田市	△			×		
山形県	○	b	『山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱』	×		
山形市	△		山形県が事前協議を実施している。	○	b	
福島県	○	c	『福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例』	○	b	『福島県産業廃棄物処理指導要綱』
いわき市	○	b		×		
郡山市	○	c		○	b	委託契約前に適正に処分できるか確認。委託後に処理状況を確認。 『郡山市産業廃棄物処理指導要綱』による指導
福島市	○	d	処分業者に対象年度の翌6月末までに県外産業廃棄物処理実績報告書の提出を求めている。 『福島市県外産業廃棄物処理指導要綱』	○	b	『福島市産業廃棄物処理指導要綱』第7条第6項に規定
茨城県	○	b	『茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項』	○	b	回数や確認方法等の明確な規定はないが、排出事業者が処理施設等の現況調査等を行い、適正に処理が可能であることを事前に確認した上で、契約を締結することを排出事業者が義務付けている。 『茨城県廃棄物処理要項』第12条第1項第1号
※水戸市	△		規制されており、その事務について、本市に委託を受けている。 『茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例』	×		
栃木県	○	b	最終処分(埋立)を目的とした場合のみ 『栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱』	×		
宇都宮市	○	d	最終処分(埋立)を目的とした場合に限り事前協議が必要。	×		
群馬県	×			×		

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等			問5.紙マニフェスト交付等状況報告書						
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他					○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			○:自治体独自の様式のみ受付 △:他の自治体の様式でも受付ける □:その他						
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ)			(SQ1) a:押印要 b:押印不要 (SQ2) a:郵便 b:FAX c:E-mail d:電子申請						
	a	b	c	d	補足説明	規制等の概要	時期 (規制予定)	補足説明		a	b	c	d		
岩手県	○	○	○	○	○	×			□ 国が定める様式	b	○				
盛岡市	○	○	○	○	○	×			○	b	○				
宮城県	○	○	○	○	○	×			□ 廃棄物処理法施行規則様式第三号	b	○			○	
仙台市	○	○	○	○	○	×			□ 他の自治体の様式でも受付けるが、国の様式の使用を原則とする。	b	○	○		○	
秋田県	○	○	○	○	○	×			□ 規則様式第三号による提出を求めている。	b	○			○	
秋田市	○	○				×			△	b	○			○	
山形県	○	○	○	○	○	×			□ 原則として法令の様式による。	b	○				
山形市	○	○	○	○	○	×			○	b	○	○	○		
福島県	○	○	○	○	○	×			○	b	○				
いわき市	○	○	○	○	○	×			□ 法定様式を使用	b	○	○	○		
郡山市	○	○	○			×			□ 法律で定められた様式であれば受付ける。	b	○				
福島市	□					×			□ 廃棄物処理法の様式第三号(第八条の二十七関係)	b	○		○		
茨城県	○	○	○	○	○	×			○	b	○				
※水戸市	○	○	○			×			—	—	—	—	—	—	
栃木県	○	○	○			×			□ 法定様式を使用し、必要事項が記されていれば受付ける。	b	○	○	○	○	
宇都宮市	○	○	○	○	○	×			□ 法律施行規則様式第三号第八条の二十七関係	b	○				
群馬県	○	○	○			×			△	b	○			○	

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等		問5.紙マニフェスト交付等状況報告書							
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他					○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない		○:自治体独自の様式のみ受付 △:他の自治体の様式でも受付ける □:その他							
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ)						(SQ1) a:押印要 b:押印不要	(SQ2) a:郵便 b:FAX c:E-mail d:電子申請		
	a	b	c	d	補足説明	規制等の概要	時期 (規制予定)	補足説明				a	b	c	d
高崎市	○	○	○			×		△			b	○			
前橋市	○	○	○			×		□	廃棄物処理法施行規則様式第三号の様式のみ受付ける。		b	○	○	○	○
埼玉県	○	○	○	○	○	×		□	法律の様式で受付ける。		b	○			
川口市	□				行政処分を行った場合、ホームページでの公表を行っている。	×		□	原則、法定様式を受付ける。		b	○			○
川越市	○	○	○	○	○	×		△			b	○	○	○	
越谷市	○	○				×		□	廃掃法で定められている様式		b	○			○
さいたま市	○	○	○	○	○	×		□	法に規定された様式で受付ける。		b	○			
千葉県	○	○	○			×		□	廃掃法にて定めている様式にて受付けているが、件数が多い場合には、2枚目は千葉県様式にて受付けている。		b	○			○
柏市	○	○	○			×		□	基本「他の自治体の様式でも受付ける」だが、他自治体様式の記載内容による。		b	○			○
千葉市	○	○	○	○	○	×		△			b	○	○	○	○
船橋市	○	○	○	○	○	×		△			b	○			○
東京都	○	○	○	○	○	×		□	規則様式第三号を使用。独自の様式は受付けていない。		b	○			○
八王子市	○	○	○	○	○	×		□	様式第三号(法・規則八条の二十七)		b	○			
神奈川県	○	○	○	○	○	×		□	法定様式に加えて、他の自治体の様式でも法定様式に準じた内容であれば受付ける。		b	○			
川崎市	○	○				×		△			b	○			○

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
			○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している
			(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
相模原市	×			○	b	
横須賀市	×			×		
横浜市	×			×		
新潟県	○	b		○	b	『新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第8条 『新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則』第3条
新潟市	○	b	『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第24条	○	b	産廃の処分を委託しようとするとき、処理施設の稼働状況を確認し記録しなければならない。 『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第7条
富山県	○	d	処分場ごとの搬入計画量が100t以上の場合、事前協議を必要としている。本来は行政指導であり、決して県外搬入を「規制」しているものではない。	×		
富山市	○	b	『富山市産業廃棄物適正処理指導要綱』第15条	×		
石川県	○	b	『石川県廃棄物適正処理指導要綱』 『石川県廃棄物適正処理指導要綱事務取扱要領』	○	b	委託しようとするときは、必要な施設並びに知識及び技能を有することを実地に確認するよう努めなければならない。委託した事業者等は、廃棄物の処理の状況を定期的に確認するよう努めなければならない。 『ふるさと石川の環境を守り育てる条例』
金沢市	○	b	『金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱』第15条	○	b	『金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例』第46条
福井県	○	b	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/sanpai/hannyuukyoutugi.html	×		
福井市	○	b	『福井市産業廃棄物等適正処理指導要綱』第6条～第11条	×		
山梨県	×			×		
甲府市	×			×		
長野県	○	b	最終処分目的で県外から搬入する場合に限定	×		本県の条例では、排出事業者は廃棄物適正処理のために必要な措置を講じなければならないと定め、実地確認については当該措置の一例として位置付けている。
長野市	○	b		×		「処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない」と条例で規定 『長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』第20条

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等			問5.紙マニフェスト交付等状況報告書						
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他					○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			○:自治体独自の様式のみ受付 △:他の自治体の様式でも受付ける □:その他						
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ)			(SQ1) a:押印要 b:押印不要 (SQ2) a:郵便 b:FAX c:E-mail d:電子申請						
	a	b	c	d	補足説明	規制等の概要	時期 (規制予定)	補足説明		a	b	c	d		
相模原市	○	○	○	○	○	×		○	○	○	○	○	○		
横須賀市	○	○	○	○	○	×		□	他の自治体の様式により判断する。	b	○		○		
横浜市	○	○	○	○	○	×		△		b	○		○		
新潟県	○	○	○			×		□	法定様式であれば受付ける。	b	○		○		
新潟市	○	○	○	○	○	×		○		b	○	○	○		
富山県	○	○	○	○	○	×		□	廃掃法施行規則様式第三号で受付ける。	b	○	○	○		
富山市	○	○	○	○	○	×		△		b	○	○	○		
石川県	○	○	○		○	×		○		b	○	○	○		
金沢市	○	○	○	○	○	×		□	法定様式第三号であれば受付ける。	b	○	○	○		
福井県	○	○	○	○	○	×		○		b	○	○	○		
福井市	○	○	○	○	○	×		△		b	○		○		
山梨県	○	○	○			×		□		b	○		○		
甲府市	○	○	○	○	○	×		△		b	○		○		
長野県	○	○	○	○	○	×		△		b	○		○		
長野市	○	○	○	○	○	×		△		b	○	○	○		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
			○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している
			(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
松本市	×			×		実地確認を義務付けしていないが、「排出等事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。」 『松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』第11条の規定
岐阜県	○	c	『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第20条	○	b	原則年1回以上、優良認定業者については間接的な確認で足るものとする。 『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第18条、第19条
岐阜市	△		事前届出の義務を定めている。 岐阜県が定める『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第20条	△		排出事業者による事前確認の義務を定めている。 岐阜県が定める『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』第18条
静岡県	○	b		○	b	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに当該委託に係る積替保管施設や処理施設に対して実施。処理委託契約が1年以上にわたり継続する場合は年1回実施。優良認定業者へ委託する場合は免除。
静岡市	○	b	『静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第12条～第16条 『静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則』第6条～第14条	○	b	委託契約前に、委託期間が1年以上に及ぶ場合は1年に1回以上行うこと。また、優良認定業者に委託する場合は、インターネットでの情報公開を確認することで現地確認に代えることができる。 『静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第10条 『静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則』第4条
浜松市	○	b		○	b	<ul style="list-style-type: none"> ・契約前概ね3ヶ月前以内、自動更新の場合は年1回以上実施 ・小規模事業場(産業廃棄物平均発生量が10t未満であって、かつ、特別管理産業廃棄物平均発生量が0.5t未満)の場合は免除。 ・優良認定業者に委託する場合は免除。 『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第10条
愛知県	○	c		○	b	排出事業者は委託先の処理業者が処理能力を有することを少なくとも年1回は現地確認しなければならない。ただし、優良認定業者に委託する場合は処理業者がインターネット上で公開している情報の確認で良いものとする。尚、罰則ではないが、確認義務に違反している場合に確認すべきことを勧告し、さらに勧告に従わない場合にその旨を公表する規定を設けている。 『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』第7条
一宮市	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』による	△		

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等			問5.紙マニフェスト交付等状況報告書							
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他					○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			○:自治体独自の様式のみ受付 △:他の自治体の様式でも受付ける □:その他							
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ)					(SQ1) a:押印要 b:押印不要		(SQ2) a:郵便 b:FAX c:E-mail d:電子申請			
	a	b	c	d	補足説明	規制等の概要	時期 (規制予定)	補足説明				a	b	c	d	
松本市	○	○	○	○	○			×			□	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定される様式であれば受付ける。	b	○	○	○
岐阜県	○	○	○	○	○			×			△		b	○	○	○
岐阜市	○	○	○	○	○			×			□	法定様式の記載事項が含まれていれば受付ける。	b	○	○	○
静岡県	○	○	○		○			×			○		b	○		○
静岡市	□					法に基づく命令若しくは許可の取消し、又は法の規定違反したことを理由とする告発を行った時は、これらの内容を公表することができる。		×			○		b	○	○	○
浜松市	○	○	○	○	○			×	規制はないが、『太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』に沿って処分するよう指導している。		□		b	○		
愛知県	○	○	○	○	○			○	法による規制あり。愛知県独自のものはなし。		△		b	○	○	○
一宮市	○	○	○	○	○			×			□	廃掃法施行規則に規定された様式第三号を受付ける。	b	○		

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
			○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している
			(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない
		規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など	
岡崎市	△		事前届出が必要。 愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』の適用	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』の適用
豊田市	○	c	『豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例』第13条	○	b	年1回以上行う。記録を5年間保存。優良認定業者は省略。 『豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例』第11条
豊橋市	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』	△		愛知県『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』
名古屋市	○	d	産業廃棄物処分業者は事前届出が必要だが、産業廃棄物排出事業者は必要手続きなし。 『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』に規定	○	b	頻度等は条例に規定はないが、年1回の実地確認及び優良認定業者の場合の免除について、市公式ウェブページ上で案内。 『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』に規定
三重県	○	c		○	b	処分を委託しようとする場合に行うものとし、確認した日から1年を経過した日以後引き続き委託しようとするときも同様とする。 優良認定業者に委託しようとする場合は、処分業者がインターネット上で公開している情報により、自ら確認することで可とする。
滋賀県	×			×		
大津市	○	d	年間200t以上の搬入について、最終処分場への搬入は事前協議、中間処理施設への搬入は事前届出が必要となる。 https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1710/g/sampai/jigyousya/1392685101242.html	×		
京都府	×			×		
京都市	×			×		
大阪府	×			×		
大阪市	×			×		
堺市	×			×		
吹田市	×			×		立入時に年1回程度実地確認するように口頭で指導している。
高槻市	×			×		

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等		問5.紙マニフェスト交付等状況報告書							
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他					○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない		○:自治体独自の様式のみ受付 △:他の自治体の様式でも受けける □:その他							
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ)		(SQ1) a:押印要 b:押印不要 (SQ2) a:郵便 b:FAX c:E-mail d:電子申請							
	a	b	c	d	補足説明	規制等の概要	時期 (規制予定)	補足説明	a	b	c	d			
岡崎市	○	○	○	○	○	○		一定規模以上の太陽光発電事業における施設の撤去、廃棄に係る責任者の届出、事業終了後の報告を求めている。	□	法定様式、愛知県様式(旧様式)事業者作成様式の3種	b	○			○
豊田市	○	○	○	○	○	×			○		b	○			○
豊橋市	○	○	○	○	○	×			□	廃掃法施行規則第八条の二十七関係様式第三号に準じた様式であれば可	b	○			○
名古屋市	□					①a~d原則すべて公表しているが、公表については事案に応じて都度検討。	×		△		b	○			○
三重県	○	○	○	○	○	×			□	法定様式による	b	○		○	
滋賀県	○	○	○	○	○	×			□	廃掃法で定められている様式またはそれに準ずるもの	b	○			○
大津市	○	○	○	○	○	×			□	様式第三号に記載の項目について記入された報告書を受付けている。	b	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○	×			△		b	○			
京都市	○	○	○	○	○	×			△		b	○	○	○	
大阪府	○	○	○		○	×			△		b	○			○
大阪市	○	○	○			×			□	国の様式若しくは大阪市の様式での提出をお願いしている。	b	○		○	
堺市	○	○	○	○	○	×			△		b	○			○
吹田市	□					事例はないが、事例が出た際は公表について判断する。	×		△		b	○			○
高槻市	□					事例はないが、事例が生じた際は公表について判断する。	×		□	法の記入事項を満たしていれば受け付ける。	b	○	○		○

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認			
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している			
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない			
		規制内容の概要・備考など				実地確認の概要・検討内容など	
豊中市	×			×			
寝屋川市	×			×			
東大阪市	×			×			
枚方市	×			×			
八尾市	×			×			
兵庫県	×			×			
明石市	×			×			
尼崎市	×			×			
神戸市	□			×			
西宮市	×			×			
姫路市	×			×			
奈良県	×			×			

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等		問5.紙マニフェスト交付等状況報告書							
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他					○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない		○:自治体独自の様式のみ受付 △:他の自治体の様式でも受付ける □:その他							
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ)		(SQ1) a:押印要 b:押印不要 (SQ2) a:郵便 b:FAX c:E-mail d:電子申請							
	a	b	c	d	補足説明	規制等の概要	時期 (規制予定)	補足説明	a	b	c	d			
豊中市	□					公表規定はあるが、該当事例なし	×		△	b	○		○		
寝屋川市	□					事例がないため公表していないが、事例が生じた際には公表について判断する。	×		△	b	○	○	○	○	
東大阪市	□					事例がないため公表していないが、事例が生じた際には検討する。	×		△	b	○	○	○		
枚方市	○	○	○	○	○		×		△	b	○	○	○	○	
八尾市	□					事例はないが、条例において公表できると規定している。	×		□	法律に基づく様式で受付ける。	b	○	○	○	
兵庫県	○	○	○	○	○		×		□	規則様式・県独自様式どちらでも可	b	○		○	
明石市	□					行政処分の事例はないが、ホームページでの公表を予定している。	×		□	国の様式に従っていれば、受付ける。	b	○			
尼崎市	□					環境省システムにて公表	×		□	法定様式以外でも記入項目が準じていれば、受付ける。	b	○			
神戸市	○	○	○	○	○		○		□	必要な内容が網羅されていれば受付けるが、次回より神戸市指定の様式(法定様式と同じ)で提出するよう促す。	b	○		○	
西宮市	□					国システムで公表している。(ここ数年行政処分なし)	×		△	b	○	○	○		
姫路市	○	○	○	○	○		×		△	b	○			○	
奈良県	×						×		□	法定様式で受付ける。	b	○	○	○	○

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない		
	規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など		
奈良市	×			×		
和歌山県	○	d	原則禁止だが、条件により搬入可能(事前協議等が必要)	×		
和歌山市	×			×		
鳥取県	×			×		
鳥取市	×			×		
島根県	○	b		×		
松江市	○	b	『松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱』	×		
岡山県	○	b		×		
岡山市	○	b	手続きを求めるものであって、搬入を規制するものではない。	×		
倉敷市	○	b	『倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則』	×		
広島県	○	b		○	b	排出事業者は受託者に対して聴取、実地確認、その他同等以上の方法により、当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認する。『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条
呉市	□		放射性物質に汚染され、または汚染の恐れがある場合は、事前協議が必要である。	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』第86条の規定が適用
広島市	○	d	クリアランスレベル(放射能)100Bq/kgを超える産業廃棄物	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』
福山市	○	b	『福山市県外産業廃棄物の市内搬入処理に係る事前協議に関する要綱』 https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kankyo/2692.html	△		『広島県生活環境の保全等に関する条例』を適用

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等			問5.紙マニフェスト交付等状況報告書						
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他					○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			○:自治体独自の様式のみ受付 △:他の自治体の様式でも受付ける □:その他						
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ)			(SQ1) a:押印要 b:押印不要 (SQ2) a:郵便 b:FAX c:E-mail d:電子申請						
	a	b	c	d	補足説明	規制等の概要	時期 (規制予定)	補足説明		a	b	c	d		
奈良市	□				対象業者がないため、現時点で公表している事業者はいない。	×		□	法定様式【様式第三号 第八条の二十七関係】で受付ける。	b	○	○	○	○	
和歌山県	□				県内事業者のみわかやま県政ニュースにて公表している。	×		□	法様式第三号	b			○	○	
和歌山市	○	○	○	○		×		△		b	○		○		
鳥取県	○	○	○	○		×		△		b	○	○	○	○	
鳥取市	○		○			×		□	排出事業者へのアンケートも併せて行っているため、自治体独自様式での報告が望ましいが、当市様式ではなくても受付けている。	b	○	○		○	
島根県	○	○	○	○		×		□	法定様式で受付ける。	b	○	○	○	○	
松江市	○	○	○	○		×		□	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則様式第三号	b	○		○	○	
岡山県	○	○	○	○		×		□	法定様式(様式第三号)のみ受付ける。	b	○				
岡山市	□				ホームページ「おかやま廃棄物ナビ」で公表している。	×		□	法律で定められた様式を受付ける。	b	○				
倉敷市	□				「おかやま廃棄物ナビ(岡山県循環資源情報提供サイト)」で公表している。	×		□	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則様式第三号(第八条の二十七関係)に基づく様式であれば受付ける。	b	○	○	○		
広島県	○	○	○	○		×		□	自治体独自と国の様式について受付ける。	b	○			○	
呉市	○	○	○	○		×		○		b	○	○	○		
広島市	○	○	○	○		×		△		b	○		○	○	
福山市	○	○	○	○		×		△		b	○	○	○	○	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入			問2.実地確認		
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、都道府県において規制している ×:規制していない □:その他			○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している		
			(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			(SQ) a:罰則がある b:罰則はない
			規制内容の概要・備考など			実地確認の概要・検討内容など
山口県	○	c		○	b	産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、産業廃棄物処理業者の処理施設を実地に調査するか、実地に調査している者から聴取し、その結果を記録することを義務付けている。
下関市	×			×		
徳島県	○	b	『徳島県産業廃棄物処理指導要綱』	×		
香川県	○	a	『香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例』	○	b	処分施設の現況を把握するように定めているが、具体的な頻度等の定めはない。 『香川県産業廃棄物処理等指導要綱』で定めている。
高松市	○	b		×		
愛媛県	○	b		×		
松山市	○	b		×		
高知県	○	b	『高知県産業廃棄物処理指導要綱』	×		
高知市	○	a	協議し、市長の承認を受けた場合を除き処理することができないと規定している。 『高知市産業廃棄物処理指導要綱』第13条	×		
福岡県	□		県外産業廃棄物を処分する県内処分業者からの事前届出が必要。 『福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱』	×		
北九州市	○	d	搬入量により届出が必要。 『北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱』	×		
久留米市	×			×		
福岡市	○	c	『福岡市県外産業廃棄物搬入の事前届出に関する要綱』	×		
佐賀県	○	b		×		
長崎県	○	b	『長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱』	×		
佐世保市	○	b		○	b	
長崎市	○	b		○	b	排出事業者の責務として、処理事業場の定期的な確認等、処理状況の把握に努めるよう求めている。 『長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱』第5条第5項

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等			問5.紙マニフェスト交付等状況報告書						
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他					○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			○:自治体独自の様式のみ受付 △:他の自治体の様式でも受付ける □:その他						
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ)			(SQ1) a:押印要 b:押印不要 (SQ2) a:郵便 b:FAX c:E-mail d:電子申請						
	a	b	c	d	補足説明	規制等の概要	時期 (規制予定)	補足説明		a	b	c	d		
山口県	○	○	○	○	○	×			△	b	○	○	○	○	
下関市	○	○	○	○	○	×			△	b	○		○		
徳島県	○	○				×			△	b	○	○	○		
香川県	○	○	○	○	○	×			□	廃棄物処理法施行規則第八条の二十七で定める規則様式第三号の様式で受付ける。	b	○	○	○	○
高松市	○	○	○			×			○		b	○			
愛媛県	○	○	○		○	×			△		b	○	○	○	○
松山市	○	○	○	○	○	×			○		b	○	○		○
高知県	○	○	○			×			□	法令で定める様式で受付ける。	b	○	○	○	
高知市	○	○	○			×			□	規則第八条の二十七に規定する様式第三号による。	b	○	○	○	
福岡県	○	○	○	○	○	×			○		b	○			○
北九州市	○	○	○	○	○	×			○		b	○			○
久留米市	○	○	○	○	○	×			□	法定様式の項目を網羅した様式であれば受付ける。	b	○			○
福岡市	○	○	○	○	○	×			□	規則に準じたものは受付ける。	b	○		○	○
佐賀県	○	○	○	○	○	×	処分に関する相談を受けた際は、環境省発行のガイドライン(太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン)に基づき適正に処理を行うよう説明しているところ。		△		b	○		○	
長崎県	○	○	○	○	○	×			△		b	○		○	○
佐世保市	○	○	○	○	○	×			□	廃掃法 様式第三号	b	○	○	○	
長崎市	○	○	○			×			△		b	○	○	○	

自治体	問1.域外産業廃棄物の搬入		問2.実地確認			
	○:規制している(SQあり) △:政令市の規制はないが、 都道府県において規制している ×:規制していない □:その他		○:制定している(SQあり) △:政令市として制定していないが、 都道府県の条例等により実地確認を求めている ×:制定していない □:制定を検討している			
	(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他		(SQ) a:罰則がある b:罰則はない			
	規制内容の概要・備考など		実地確認の概要・検討内容など			
熊本県	○	b	『熊本県産業廃棄物指導要綱』第7条～第11条	○	b	『熊本県生活環境の保全等に関する条例』第85条 氏名公表・勧告はあり 『熊本県生活環境の保全等に関する条例』第86条
熊本市	×			×		
大分県	○	b	『大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』	×		
大分市	△		県外から搬入される産業廃棄物については、大分県が一括して事前協議を行う。市内搬入分は、県から意見を求められる。	×		
宮崎県	○	d	本県では、県外からの産業廃棄物の搬入を原則として禁止しているが、排出県において処分する施設がない等、真にやむを得ない場合には、事前協議の上、搬入を承認している。また、一度事前協議を承認したものについては、承認内容に変更がない場合に限り、翌年度の搬入分から届出による搬入を認めている。 『宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱』	×		
宮崎市	○	a	『宮崎市県外産業廃棄物の市内搬入処理に関する指導要綱』	×		
鹿児島県	○	b		×		
鹿児島市	○	b		×		
沖縄県	×			×		
那覇市	×			×		

自治体	問3.行政処分を受けた処理業者の公表の有無					問4.太陽光発電パネルの処分に関する規制等			問5.紙マニフェスト交付等状況報告書				
	○ホームページで公表している。(SQあり) ×ホームページで公表していない。 □その他					○:規制等がある(SQあり) △:今後規制する予定(SQあり) ×:規制等はない			○:自治体独自の様式のみ受付 △:他の自治体の様式でも受付ける □:その他				
	(SQ) a:許可取消し b:事業停止命令 c:改善命令 d:措置命令					(SQ)			(SQ1) a:押印要 b:押印不要 (SQ2) a:郵便 b:FAX c:E-mail d:電子申請				
	a	b	c	d	補足説明	規制等の概要	時期 (規制予定)	補足説明		a	b	c	d
熊本県	×					×		□ 様式第三号(第八條の二十七関係)	b	○	○	○	○
熊本市	○	○	○	○	○	×		△	b	○	○	○	
大分県	○	○	○			×		□ 自治体独自の様式又は環境省の様式	b	○			○
大分市	○	○	○			×		○	b	○	○	○	
宮崎県	○	○	○			×		□ 様式に応じて検討する。	b	○		○	○
宮崎市	○	○	○	○	○	×		□ 様式の指定なし	b	○	○	○	
鹿児島県	○	○	○		○	×		△	b	○			
鹿児島市	○	○	○	○	○	×		□ 内容により法様式や市独自様式を用いる。	b	○	○	○	○
沖縄県	○	○	○	○	○	×		□ 施行規則第八條の二十七で定められた様式	b	○			
那覇市	○	○	○	○	○	×		△	b	○		○	○